

蒲郡市防災士資格取得支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における防災活動の中核的人材となる防災士を養成し、地域の防災意識の向上を図るため、防災士の資格取得に要する費用に対し、予算の範囲内において蒲郡市防災士資格取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。
- (2) 防災士研修機関 日本防災士機構が認証した研修機関であって、日本防災士機構が定める研修課程に基づく防災士研修講座を行う機関をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、防災士の資格を得た者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 自主防災会長から推薦を受けた者
- (3) 地域の防災活動及び市が実施する防災に関する施策に積極的に参加し、防災リーダーとして活動する意思のある者
- (4) 市税等の滞納がない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 防災士研修講座受講料
- (2) 防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士資格認証登録料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、25,000円を限度とに予算の範囲内で交付する。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市防災士資格取得支援事業費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 日本防災士機構発行の防災士認証状又は防災士証の写し
- (2) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 規則第13条に規定する実績報告は、前項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、蒲郡市防災士資格取得支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行い、補助金の不交付を決定したときは、蒲郡市防災士資格取得支援事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 規則第14条に規定する額の確定の通知は、第1項の通知をもってこれに代えるものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、または補助金の交付を受けたと認められるとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当であると認めたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、蒲郡市防災士資格取得支援事業費補助金交付決定取消通知書（第4号様式）により、当該交付決定の取り消しに係る交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該補助金が既に交付されているときは、蒲郡市防災士資格取得支援事業費補助金返還請求書（第5号様式）により、交付決定者に対し期限を定め、その返還を命ずるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。